

茨城県企業局災害時協力員制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茨城県企業局の給水区域内において地震、風水害、漏水事故等(以下「災害」という。)が発生した際、企業局が所管する水道施設の被害状況の早期把握及び応急復旧等の災害発生初期の活動の強化を図るため、災害時協力員(以下「協力員」という。)制度について必要な事項を定めることを目的とする。

(活動内容)

第2条 協力員は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 企業局が行う応急復旧工事に対する助言及び補助
- (2) 企業局が行う応急給水活動に対する助言及び補助
- (3) 企業局が行う広報活動に対する助言及び補助
- (4) 水道施設に係る被害状況等の情報収集
- (5) 本条(1)から(4)に掲げる活動に関する訓練・研修等への参加

2 協力員は、企業局の求めに応じ活動するものとする。

(参集)

第3条 協力員は、企業局の給水区域内に震度6弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ指定された場所に参集するものとする。

2 前項に規定する以外に企業局長の要請があった場合、その指定する場所に参集するものとする。

(資格)

第4条 協力員は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 茨城県内に居住していること。
- (2) 既に県職員を退職していること。
- (3) 茨城県企業局に10年程度勤務した経験を有すること。

(登録申請)

第5条 協力員としての登録を希望する者(以下「申請者」という。)は、別に定める期間内に、登録申請書(様式第1号)に必要な事項を記入の上、持参又は郵送の方法で提出するものとする。

2 企業局は、前項に規定する申込みがあったときは、これを審査し、協力員として適格と認められる申請者を第3項に規定する登録台帳に登録するとともに、その結果を書面で申請者に通知し登録証(様式第2号)を交付する。

3 企業局は、災害時の連絡及び平常時の活動等に活用するため、登録台帳を整備するものとする。

4 登録内容に変更があったときは、当該協力員は速やかに登録変更申請書(様式第1号)を提出するものとする。

(登録の有効期限及び更新)

第6条 協力員としての登録の有効期限は、登録日から2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 有効期限経過後においても第4条に規定する要件を満たす協力員に対しては、登録の有効期限の1か月前までに、登録の更新に係る意思確認を行うものとする。

3 前項に規定する確認の結果、更新の意思を確認したときは、協力員として再登録するものとする。

(登録の取消し)

第7条 協力員が登録の取消しを希望するときは、登録抹消届(様式第3号)を提出するものとする。

2 企業局は、協力員が次の各号のいずれかに該当する場合、当該協力員としての登録を取り消すものとする。

(1)連続して2年間以上、正当な理由無く指定する訓練・研修等に参加しなかった場合

(2)第2条及び第3条の規定に反する等、協力員として不適格と認められる事実があった場合

(3)前項の規定により登録抹消届が提出された場合

(物品の貸与)

第8条 協力員に対しては、帽子及び腕章等(以下「貸与物品」という。)を貸与するものとする。

2 協力員は、活動の際には貸与物品を着用するものとする。

3 協力員に対しては、協力員としての登録の有効期限が満了し、又は第7条の規定により協力員としての登録を取り消されたときは、貸与物品を速やかに返還するものとする。

(報酬等)

第9条 災害時の支援活動における、報酬及び参集に要する費用は無報酬とする。

2 第2条第1項(5)に示す、企業局主催の訓練・研修等に参加する場合には費用弁償として旅費を支給するものとする。

(保険)

第10条 企業局は、協力員の活動時の事故に備え、保険に加入するものとする。

(事務局)

第11条 協力員に係る事務局は、企業局施設課に置くものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

付 則 (平成27年7月22日)

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

様式第1号

茨城県企業局災害時協力員登録(変更)申請書

茨城県公営企業管理者 企業局長 殿

平成 年 月 日

署名印(自書)

企業局災害時協力員への登録(変更)を希望するので、「茨城県企業局災害時協力員制度要綱」第5条に基づき申請いたします。

項目	記入欄
氏名	
郵便番号	〒
住所	
性別	
生年月日	
血液型	
電話番号(自宅)	
電話番号(携帯電話)	
企業局での勤務年数	年
勤務時の職種	事務 土木 電気 機械 化学 その他()
勤務経験のある浄水場等 (複数回答可)	本局 霞ヶ浦 阿見 利根川 鹿島 鰐川 水質セ 関城 水海道 新治 水戸 湊沼川 那珂川
希望する非常時参集箇所 (複数回答可)	霞ヶ浦 阿見 利根川 鹿島 鰐川 関城 水海道 新治 水戸 湊沼川 那珂川
現在の職業	

様式第2号

(表面)

第〇〇〇号	
茨城県企業局災害時協力員 登録証	
氏名	〇〇 〇〇 血液型 〇型
生年月日	昭和〇年〇月〇日
上記の者は、茨城県企業局災害時協力員であることを証明する。	
有効期限	平成〇年〇月〇日
交付日	平成〇年〇月〇日
茨城県公営企業管理者 企業局長	

印

(裏面)

緊急連絡先	企業局施設課
電話番号	029-301-4979
緊急時参集箇所	〇〇水道事務所

注意事項

- 1 本証は、公印、日付の無いものは無効とする。
- 2 本証の記載内容に変更を生じたときは、速やかに変更申請を行うこと。
- 3 本証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 4 本証を紛失したときは、速やかに上記連絡先まで報告すること。
- 5 本証は、協力員でなくなったときは速やかに返納すること。

様式第3号

茨城県企業局災害時協力員登録抹消届

茨城県公営企業管理者 企業局長 殿

平成 年 月 日

氏名印

災害時協力員としての登録を抹消したいので、「茨城県企業局災害時協力員制度要綱」第7条に基づき届出いたします。

【取消しの理由】 差し支えない範囲でご記入下さい

口座振替依頼書

振込先金融機関	銀行 支店	
振 込 口 座	預金種別	1 普通 2 当座 3 その他 ()
	口座番号	No. _____
	フリガナ	_____
	口座名義	_____

茨城県企業局から私への支払いは、特に申し出のないかぎり上記の口座に振り込んで下さい。

平成 年 月 日

〒 _____

自宅住所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

茨城県公営企業管理者 企業局長 殿

注 1 : 振込金融機関は、郵便局以外の金融機関を指定して下さい。

振込口座は、必ずご本人名義の口座を指定して下さい。